

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問30（個）第8号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となる保有個人情報として、別表2に掲げる保有個人情報を追加し、改めて開示の可否を決定すべきである。

また、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成30年5月9日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条の規定により、実施機関に対し、「2012年11月〇〇（以下「本件施設」という。）でおきた医療ミス（以下「本件事案」という。）に対する資料全部（〇〇〔以下「本件児童」という。〕〇〇が被害にあう。（別紙事案）あと、福祉法33条の16項にそって公表したのかの有無」を請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容とする自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、本件開示請求には、平成25年1月25日付けで本件施設から審査請求人に提出された文書が添付されていた。

#### 2 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成24年12月28日付けで本件施設から〇〇こども家庭センター（以下「センター」という。）所長に提出された報告書の一部（以下「本件対象情報1」という。）を特定し、条例第14条第3号及び第6号に該当する情報が含まれていること、対象となる保有個人情報を保有していないことを理由に、自己情報部分開示決定（以下「本件変更前処分」という。）を行い、平成30年6月21日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年7月7日付けで、本件変更前処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 本件開示請求に対する変更決定

実施機関は、本件変更前処分を変更し、別表1に掲げる本件対象情報1から本件対象情報106まで（以下「本件対象情報」と総称する。）を特定し、条例第14条第3号及び第6号に該当する情報が含まれていること、対象となる保有個人情報を保有していないことを理由に、自己情報部分開示（変更）決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年8月8日付けで審査請求人に通知した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件変更前処分を取り消し、開示されていない文書及び本件対象情報中の不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求書には、本件処分に係る通知書の写しのほか、開示請求書に添付されていた文書と同内容の文書が添付されていた。

##### (1) 審査請求書における主張

ア 存在しなければならない資料が開示されていない。

実子の症状の写真を児相の担当者に私が提出済み。また、児相にて、担当者の実子と一緒に面談時に腫れ上がった膝部の写真も、センターで撮っています。

私は、本件施設の元施設長〇〇氏から謝罪文をいただいています。場所はセンターで、担当者も同席です。しかも事前に、謝罪文を担当者（現〇〇課長）が内容確認（添削）をしています。コピーを添付いたします。

イ 虐待（ネグレクト）と思われる事案であるのに、虐待でないと判断し処理をした部分の開示がない。何を持って何を判断し、そして事案後、担当部署が施設や子供に対して何を行ったのか？全く分からない。

実子は施設で治療を受けていましたが、一向に改善せず、実子が外泊時、私に症状を見せました。膝が湿布型（100mm×140mm）に真っ赤に腫れ上がっていました。実子を施設に帰園させた時、職員に、明日すぐに診察をしてほしいと依頼をしましたが、結果は診察をさせませんでした。保護者の依頼及び子供の権利無視。施設全体によるネグレクトです。また施設長の〇〇氏は、職員からの報告を受けても、実子の症状を自分の目で見て確認をするという基本的なことを行いませんでした。当時〇〇歳の〇〇なので、身体を見るのを止めたと説明を受けました。職員も実子の症状を的確に把握をしていませんでした。

ウ この事案は実子の事案である。私が児相の担当者（現〇〇課長）との面談記録が開示されていない。

上記イの内容は、児相の担当者（現〇〇課長）と面談し共有した内容です。〇〇氏からFAXでいただいた経過報告書を私が整理して、担当者（現〇〇課長）にも渡しています。詳細はもっとあります。開示文に担当者との面談記録がないのは理解できません。

エ 当時、〇〇の〇〇園長（〇〇）にも相談しました。また、〇〇の〇〇氏（〇〇）も問題視された事案です。

##### (2) 反論書における主張

ア 一番重要な記録がどこにも無い。

〇〇が外泊時、膝が良くなるどころか、湿布型に真っ赤になっていたのを、親（私）に見せる。日曜の夜（2012/11/4）、職員に明日11/5月曜日受診を依頼するが受診せず、11/6に受診。外泊記録に職員が明記していなければならぬこと、児相にも伝えているのに、経過記録に明記がない。

イ ネグレクトか・否か？を明確にされていない。

何度も適切に子供を受診させていない事実がある。ならば、ネグレクトか否かを判断した記録がない。この事案は、ネグレクトか・否か？を明確にしたい。子供へ適切に医療を提供しないのは、施設内での子供の処遇において重大問題と考えます。

ウ 謝罪文の作成経過が記録が明確でない。

〇〇施設長の対応が、あまりにも場当たりの信用度が乏しかった。児相に相談し、児相からの指導を受けての保護者への対応である。そもそも、施設長である〇〇氏が対応することで、児相が間に入る自体が異常なことと考えます。子供たちの適切な処遇をしていない事実になります。最終的に私が〇〇氏に依頼。〇〇の膝の担保のために謝罪文は児相で受け取りました（児相が添削した謝罪文）。〇〇氏が自発的に作成した文言ではありません。謝罪文の作成経過を、経過記録に明記されていない理由を明確にしてください。（児相が保管している謝罪文は、なぜか〇〇氏の捺印がありません。）

補足

この事案は、〇〇・〇〇園長及び〇〇園長〇〇氏の方々が、とても重大な問題と認識をされました。現に〇〇氏は、私のメールを持参し、児相の所長宛に面談に行かれた開示記録があります。また〇〇園長については、私が直接伺いました。

エ 弁明書には、「センターには存在しない」とありますが、論点が外れた弁明文です。

(ア) 施設指導のことを質問していません。こども家庭課では？

(イ) 施設における子供の処遇 ネグレクト有無

(ウ) ネグレクトの明確な判断基準

(エ) こども家庭課に資料が存在するならば、資料の有無及び内容を明確化にしてください。

(オ) 謝罪文を提示後2013/1/25、担当部署は施設や子供たちの適切な医療受診ができるように何を行ったのか？明確にしてください。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由に対する認否

- (1) 審査請求の理由のうち、上記第3の2(1)アの「存在しなければならない資料が開示されていない。実子の症状の写真を児相の担当者に私が提出済み。また、児相にて、担当者と実子と一緒に面談時に腫れ上がった膝部の写真も、センターで撮っています。」との部分は、本件開示請求の対象文書が、すでに開示された文書以外にも存在するという理由であると考えるが、これについては認める。ただし、後に詳述するが、センターは、すでに対象文書を開示済みである。
- (2) 審査請求の理由のうち、上記第3の2(1)イの「虐待(ネグレクト)と思われる事案であるのに、虐待でないと判断し処理をした部分の開示がない。何を持って何を判断し、そして事案後、担当部署が施設や子供に対して何を行ったのか?全く分からない。」との部分は、本件施設において虐待があったことを認定した文書がセンターにおいて存在するはずだという理由であると考えるが、これについては否認する。
- (3) 審査請求の理由のうち、上記第3の2(1)ウの「この事案は実子の事案である。私が児相の担当者(現〇〇課長)との面談記録が開示されていない。」との部分は、本件開示請求の対象文書が、すでに開示された文書以外にも存在するという理由であると考えるが、これについては認める。ただし、後に詳述するが、センターは、すでに対象文書を開示済みである。

## 3 事案の経緯

センターは、本件開示請求に対して本件変更前処分を行い、本件変更前処分に対して本件審査請求が提起された。

センターは、平成30年7月10日に、総務局総務課から本件審査請求に係る審査請求書の送付を受けた後、さらにセンター内の書類を精査したところ、別ファイルにつづられた文書が存在することが判明した。新たに存在が発見された文書の中には、本件開示請求の対象文書が含まれていた。

そこで、センターは、本件開示請求の対象文書のうち、新たに存在が判明した文書について、平成30年8月8日付けで本件処分を行い、文書の追加の開示を行った。

## 4 弁明の理由

センターは、審査請求人の請求の理由のうち認めた部分について、本件処分により対象文書を開示したことから、現在、審査請求人の請求の理由はなくなった。

また、上記2(2)についてであるが、児童福祉施設の指導監督機関はセンターではなく、こども家庭課にあり、対象文書はセンターには存在しない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件施設に入所していた本件児童に関し、本件事案に対する資料全部及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の16に基づく公表の有無に関する保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求のうち、本件事案に対する資料全部に関する請求（以下「本件請求」という。）については、本件対象情報を保有個人情報として特定し、また、児童福祉法第33条の16に基づく公表の有無に関する請求については、対象となる保有個人情報を保有していないとして、本件処分を行った。

審査請求人による上記第3の2の主張は、本件請求について、本件処分で特定した本件対象情報以外の保有個人情報の特定を求めるものと解される。

また、「虐待でないと判断し処理をした部分の開示がない。」「ネグレクトか否かを判断した記録がない。」との主張は、本件対象情報の不開示部分の開示を求めているものとも解することができる。

よって、以下、実施機関が本件請求に対して行った、本件処分における本件対象情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象情報の特定の妥当性について

### (1) 本件児童に関する文書の編てつ方法について

本件児童の施設入所に係る事務は、広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）第12条に基づき、実施機関からセンター所長に事務委任されているため、当審査会から実施機関に対して、センターにおける本件児童に関する文書の編てつ及び保管の状況の説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 入所措置の対象の児童に関する文書は、「児童記録」と称するファイルに編てつしており、その様式や方法は平成23年4月に実施機関が作成した、児童相談記録記入マニュアルに沿っている。

イ また、本件児童に関しては、本件児童の父親である審査請求人からの、センター宛ての要望等を、時系列にまとめたファイル（以下「本件時系列ファイル」という。）に編てつしている。

当審査会において、本件児童に関する児童記録（以下「本件児童記録」という。）及び本件時系列ファイル（以下本件児童記録及び本件時系列ファイルを「本件ファイル」と総称する。）を見分したところ、本件児童記録には、平成21年の本件児童の入所時からの記録が編てつされていること、また、本件時系列ファイルには審査請求人とセンターがやり取り等した文書が編てつされていることが確認でき、本件ファイル以外のファイルに本件児童に関する記録が編てつされるような事情もうかがわれないことから、本件ファイルに編てつされた文書以外に、本件児童に関する文書はないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見当たらない。

よって、以下、本件ファイルに編てつされた文書を対象に、本件請求に係る保有個人情報の特定の要否を検討する。

### (2) 本件請求に係る保有個人情報の特定方法について

実施機関は、本件対象情報の特定方法について次のとおり説明する。

ア 本件変更前処分において特定した本件対象情報1は、本件児童記録に編てつされている。通常、措置をした児童についての文書は、全て児童記録に編てつされていることから、本件児童記録のみを探索した。

イ 本件審査請求を踏まえ、再度センター内を探索したところ、本件時系列ファイルの存在が判明した。

本件事案をセンターが最初に把握したのは、平成24年11月26日の審査請求人からの電話によってである。その後、本件施設からの聞き取りや報告書の提出を受け、本件施設の対応に不注意な点はあったにせよ、児童福祉法に基づいて改善指導するような問題はなかったと判断した。さらに、平成25年1月25日に、本件施設の施設長（以下単に「施設長」という。）、審査請求人及びセンター職員による三者面談を行い、施設長から審査請求人に対して、文書が交付された。

これらの動きを踏まえ、本件時系列ファイルに編てつされている、平成24年11月から平成25年3月までに作成又は取得した本件対象情報2から本件対象情報106までを特定し、本件処分を行った。

当審査会において本件ファイルを見分したところ、本件対象情報は、実施機関の説明に沿って特定されていることが確認できたが、保有個人情報の特定に不足がないかについて、以下、検討する。

### (3) 審査請求人が求める保有個人情報について

ア 本件児童の症状の写真

本件対象情報のうち「症状の写真」に相当するのは、本件対象情報7のみであるところ、審査請求人は、審査請求書において、本件児童の症状の写真を提出していること、また、センターで撮影していることを主張している。

当審査会において本件ファイルを見分したところ、本件対象情報7には審査請求人からセンターに宛てた封筒が併せてとじられており、実施機関によれば、本件対象情報7は、審査請求人から提出されたものと認識しているということであった。

また、実施機関によれば、センターにおいて写真を撮影した事実の有無は不明ということであったが、当審査会において本件ファイルを見分したところ、本件対象情報7以外に「症状の写真」に相当する文書は編てつされていなかった。

イ 謝罪文及び謝罪文の作成経過に関する記録

審査請求人は、審査請求書において、施設長の謝罪文がないこと、反論書において謝罪文の作成経過が経過記録（本件ファイル中で使用されている様式をいう。以下同じ。）にないことを主張している。

審査請求人のいう「謝罪文」とは、本件請求に係る開示請求書及び審査請求書に添付された、平成25年1月25日付けの文書（以下「本件謝罪文」という。）であると考えられ、上記（2）イの実施機関の説明によれば、同日に三者面談が行われたということである。当審査会において本件対象情報を見

分したところ、本件対象情報60から本件対象情報68までが、三者面談に関する記録及び本件謝罪文に類似する文書であることが確認できた。

実施機関によれば、センターによる本件謝罪文の作成への関与の有無等は不明であるが、本件謝罪文に関連し、本件対象情報以外に対象とすべき文書はなく、措置中の児童に関し、外部の者からセンターに対して問合せ等があった場合にその内容を経過記録に記録するかどうかについて、上記（１）アの児童相談記録記入マニュアルに規定があるわけではなく、必ずしも、全てが文書で残されているわけではないということであった。

当審査会において当該マニュアルを確認したところ、センターの職員が、外部からの問合せ等を全て記録するという趣旨の定めはなかった。

また、本件ファイルを見分したところ、本件対象情報以外に、本件謝罪文の作成等について記載された文書は見当たらなかった。

ウ センター担当者との面談記録及び平成24年11月5日（以下単に「11月5日」という。）の受診依頼に関する文書

審査請求人は、審査請求書において、センター担当者との面談記録がないこと、反論書において、本件児童が外泊した際に、審査請求人が本件施設に対して本件児童を11月5日に医療機関へ受診させるよう依頼した旨をセンターに伝えたことが経過記録にないことを主張している。

センター担当者との面談記録については、上記（２）イのとおり、本件対象情報としておおむね特定されているものと認められる。

11月5日の受診依頼に関する文書については、実施機関によれば、センターが審査請求人から受診依頼に関して何らかの話を聞いているかどうかは不明であるが、本件対象情報以外に対象とすべき文書はなく、本件施設に対しても、入所児童の外泊や医療機関の受診に際して、全て、センターに報告するような指導等は行っていないということであった。

また、当審査会において本件ファイルを見分したところ、審査請求人が本件施設に対して11月5日の受診を依頼した旨の記録は見当たらなかった。

エ 虐待又はネグレクトか否かを判断した記録

審査請求人は、審査請求書において、虐待でないと判断し処理をした部分の開示がないこと、反論書において、ネグレクトか否かを判断した記録がないことを主張している。

そこで、当審査会から実施機関に対して、本件事案をどのように認識していたのかを確認したところ、次のとおりであった。

（ア）センターは、本件事案を平成24年11月26日の審査請求人からの電話により把握した。通常、施設内虐待に関する通告等があれば、原則として速やかに現地調査を行い、聞き取り等を実施することとなるが、センターとしては、本件事案を把握した時点から、施設内虐待とは捉えていなかったから、現地調査などの動きは取っていない。

（イ）審査請求人からの上記電話を受け、事実関係のほか、本件施設の対応が適切であったかどうかを確認するため、架電する等して本件施設からの報

告を求めたが、本件児童を医療機関に受診させることについて、本件施設の対応に不注意な点はあったにせよ、児童福祉法に基づいて改善指導するような問題はなかった。本件施設は自主的に改善策を検討されていたことから、センターは本件施設に対して、保護者の理解が得られるような対応をするよう指導した。

(ウ) よって、センターにおいては、本件事案に関して、虐待又はネグレクトかどうかという判断や当該判断を行うための調査等を行っていないため、当該判断等に関する文書も存在しない。

当審査会において本件ファイルを見分したところ、センターが、虐待又はネグレクトかどうかという観点での判断等を行ったと考えられる記録は見当たらなかった。

#### オ 小括

上記アからエまでに関し、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、当審査会において本件ファイルを見分したところ、該当する保有個人情報も確認できなかったため、審査請求人が求める保有個人情報は保有していないものと認められる。

#### (4) センターにおけるその他の保有個人情報について

審査請求人とのやり取りを一覧にした本件対象情報2及び本件対象情報3には、本件対象情報以外の保有個人情報の存在をうかがわせる事項が複数記載されており、当審査会において本件ファイルを見分したところ、当該事項のうち、次のイ及びウについて、関連する文書を確認することができたため、保有個人情報の特定の可否を検討する。

##### ア 本件請求に係る保有個人情報の特定の範囲について

本件事案は、本件対象情報に記載された内容によると、本件児童の湿布による膝のかぶれについて、本件施設が、医療機関で診察を受けさせることに関するものであり、審査請求人は、本件施設の受診に係る対応が、本件施設による虐待に当たると主張している。

そうすると、本件請求に係る保有個人情報として特定すべき範囲は、本件児童の膝のかぶれについて、実施機関及び本件施設がどのように対応したのかが明らかになる情報を対象とすべきである。

具体的には、膝のかぶれが発生した状況やその症状の経過、本件施設による医療機関の受診状況、当該受診状況に関する実施機関及び本件施設の対応の内容及び経過が該当する。

##### イ 平成24年12月27日の面談

本件対象情報2及び本件対象情報3には、平成24年12月27日に、本件児童及び本件施設の職員がセンターへ来所していること及びセンターにおいて本件児童と面談したことが記載されていたため、面談時の記録の有無を確認したところ、本件児童からの聞き取り内容及び対応したセンター職員の意見が記載された、同日の経過記録が本件児童記録に編てつされていた。

実施機関によれば、同日に本件児童が来所した経緯は不明であるが、来



所した機会を捉えて本件児童の状況を確認するために面談したものであり、本件事案への対応とは別に行われたものということである。

しかしながら、当該経過記録には、本件児童の受診の状況の項目があり、本件児童が膝に関して医療機関に通院している旨説明した内容が記載されているから、上記アの範囲に含まれ、当該部分は本件請求に係る保有個人情報として特定すべきである。

#### ウ 平成25年4月のやり取り

本件対象情報のうち最も作成又は取得の時期が遅いのは、本件対象情報106の平成25年3月29日の経過記録である。実施機関によれば、同日以降においても審査請求人とセンターとはやり取りをしていたが、審査請求人の主張が本件事案とは別の事案に変わっていたので、本件対象情報106までを本件請求に係る保有個人情報として特定したということである。

当審査会において、本件ファイルに編てつされた、平成25年3月30日以降に作成又は取得された文書を確認したところ、経過を一覧にした表中、同年4月9日の欄に「膝の確認」、同月30日の欄に「膝」と記載され、これらに関連する文書として、審査請求人からセンターに宛てた文書及びセンターと審査請求人とのやり取りの記録を確認することができた。当該文書中に、本件児童の膝に関する記載があったが、当該記載は、審査請求人がセンターに対して、実施機関による本件施設への対応に関し、更なる対応策を要求したことに関するものであり、上記アの範囲には含まれない。

#### エ 小括

よって、実施機関は、上記イの経過記録の一部を本件請求に係る保有個人情報として特定し、開示の可否を決定すべきである。

#### (5) 本庁における保有個人情報の有無について

実施機関は、上記第4の4のとおり、児童福祉施設の指導監督機関は、センターではなく本庁のこども家庭課の所掌である旨主張し、審査請求人は、上記第3の2(2)エ(エ)のとおり、こども家庭課における資料の有無等の明確化を求めている。

本件請求に係る保有個人情報は、原則として、上記(1)のとおり、センターにおける本件ファイルから特定されるものであるが、本件請求は実施機関宛てに提出されているから、仮に、実施機関内のセンター以外の部署において本件請求の対象となり得る保有個人情報を保有しているのであれば、特定する必要がある。

実施機関に確認したところ、上記第4の4の趣旨は、仮に本件施設を指導するのであれば本庁の担当部署で実施することになり、関係する保有個人情報も、当該担当部署において作成又は取得されるというものであり、本件事案については、本件施設への指導を要する事案ではないと判断しているため、本庁の担当部署は関与しておらず、本庁には関連する保有個人情報は存在しないということであった。

しかしながら、本件対象情報の中には、審査請求人が本庁のこども家庭課の

職員へ電話等を行った際の記録が含まれていることから、念のため、当審査会から同課に対して確認したところ、本件対象情報が取得又は作成された時期の、本件事案に関連する文書は存在しないとのことであり、当審査会においても見分したが、本件事案に関連する文書の存在は確認できなかった。

よって、本庁のこども家庭課において、本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(6) 本件請求に係る保有個人情報の対象外とした部分について

当審査会において、上記(2)イにより実施機関が特定したと説明する、平成24年11月から平成25年3月までの文書を見分したところ、本件対象情報から除外されている保有個人情報が15件あった。うち11件については、本件事案とは無関係の内容が記載されていたため、これらを除外としたことは妥当である。

しかし、残りの4件については、本件事案と関係する情報が記載されているため、以下、本件請求に係る保有個人情報の対象外としたことの妥当性について検討する。

ア 平成25年2月26日付けのセンターと〇〇市とのやり取りの記録

当該記録には、本件事案に係る記載があるものの、センターによる審査請求人に対する対応に関するものであって、上記(4)アの範囲には含まれない。

イ 本件施設の危機管理マニュアル

実施機関によると、このマニュアルは、平成24年11月26日に審査請求人からの本件事案に関する電話連絡を受け、本件施設の対応が適切であったかを確認するため、同年12月5日に施設長をセンターに来所させた際に、施設長が持参した資料ということである。

また、その際、センターは施設長に対して、危機管理の問題ではなく日常の問題であると指摘しており、本件事案の対応に関連して入手した資料ではあるが、センターが当該事案への対応をする判断材料になり得ないものであったため、保有個人情報として特定しなかったということである。

しかしながら、本件対象情報4中の同年12月5日の記録によると「園長来所 危機管理マニュアル(中略)持参」と記載されており、本件対象情報4と一体の文書であると認められるから、本件請求に係る保有個人情報として特定すべきである。

ウ ユニセフの子どもの権利条約抜粋(第24条)

実施機関によると、この抜粋は、平成24年12月17日の審査請求人とセンターとの電話におけるやり取りの中で、審査請求人が、本件事案はユニセフの子どもの権利条約第24条に違反する旨主張するので、電話を受けたセンターの職員が、規定の内容を確認するために条文を出力し、保管していたものということであり、職員の備忘であったため、保有個人情報として特定しなかったということである。

しかしながら、上記やり取りは本件対象情報22に記載されており、この抜粋は、本件対象情報22と一体の文書であると認められるから、本件請求に係

る保有個人情報として特定すべきである。

エ 本件児童に係る「短期支援目標」と題する文書（以下「本件提出文書」という。）

実施機関によると、センターが児童を入所させている施設に対して行う定期訪問に当たっては、施設から事前に資料を提出させることとなっており、本件提出文書は、本件対象情報69と合わせ、平成25年1月30日の定期訪問に先立って、同月25日に予定されていた三者面談のために、本件施設から提出されたものと考えられるということであった。そして、本件提出文書は、本件施設が本件児童の現状を評価した記録であり、本件事案の対応の参考とすべき内容ではなかったため、保有個人情報として特定しなかったということである。

しかしながら、本件提出文書には、本件児童の体調不良に関する事項として、膝の湿布かぶれに関する記載があり、これは、その症状の経過に関する情報といえるから、上記（4）アの範囲に含まれ、本件請求に係る保有個人情報として特定すべきである。

オ その他

さらに、当審査会において本件児童記録を見分したところ、（ア）本件対象情報69の内容に本件児童の通院の経過が数日分追加された文書、（イ）本件提出文書と同内容の文書が編てつされていることが確認できた。

（ア）及び（イ）の文書は、実施機関によれば、平成25年1月30日の定期訪問のために本件施設から提出されたものということであり、また、本件対象情報69及び本件提出文書とは別に編てつされているため、本件請求に係る保有個人情報として特定すべきである。

（7）小括

以上のことから、実施機関は、本件請求の対象となる保有個人情報として、本件対象情報のほか、別表2に掲げる保有個人情報を特定し、開示の可否を決定すべきである。

### 3 本件対象情報の不開示情報該当性について

（1）条例第14条第3号の不開示情報該当性について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しており、この場合の「開示請求者」とは、条例第9条第2項の規定により未成年者の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活

又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」,「ハ当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

そして、本件請求は、未成年者である本件児童の法定代理人により行われているため、本件請求における条例第14条第3号の不開示情報は、本件児童以外の個人に関する情報が該当する。

当審査会において、本件対象情報を見分したところ、実施機関が、条例第14条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としている情報は、本件児童が受診した医療機関の名称等及び医師の氏名、本件施設に入所している本件児童以外の入所児童の氏名及び当該入所児童の医療機関への受診状況並びに本件施設の職員氏名である。

#### ア 本件児童が受診した医療機関等の名称等及び医師の氏名

本件児童が受診した医療機関等の名称等は、本件請求に係る本人である本件児童に係る保有個人情報であるから、条例第14条第3号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

また、本件児童が受診した医療機関の医師の氏名は、条例第14条第3号の本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるが、当該氏名が記載されている本件対象情報9及び本件対象情報34は、薬局から本件児童に対して交付された文書であることからすると、慣行として本件児童が知ることができる情報であるといえるから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

#### イ 本件施設に入所している本件児童以外の入所児童の氏名及び当該入所児童の医療機関への受診状況

本件児童以外の入所児童の氏名等は、条例第14条第3号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。そして、本件児童は、他の入所児童の氏名を了知している可能性はあるものの、本件対象情報に記載され、不開示とされている他の入所児童に係る情報は、医療機関への受診状況やセンターへの来所など、本件児童との関連が必ずしも確認できない情報であり、慣行として本件児童が知ることができる情報であるとまでは認められないため、同号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

#### ウ 本件施設の職員氏名

本件施設の職員氏名は、条例第14条第3号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

当審査会において見分したところ、本件対象情報における職員氏名は、(ア)本件児童の引率者など本件児童の関与があるもの、(イ)審査請求人とやりした等をした相手方など本件児童の関与はないが審査請求人の関与がある

もの、(ウ) センターとやりした等をした相手方など本件児童及び審査請求人のいずれも関与していないものに分類することができる。

まず、(ア) については、いずれの不開示部分においても、本件児童と不開示とされた職員の関与が密接な状況にあるなど、本件児童が当該氏名を了知していることを客観的に判断できるとは認められない。

次に、(イ) については、いずれの不開示部分においても、審査請求人から本件児童に対して、どの程度まで職員氏名が伝えられているかを客観的に判断することができない。

さらに、(ウ) については、実施機関によれば、センターから本件児童に対して、センターとやり取り等をした職員氏名を個別に伝えることはないということである。

そうすると、本件施設の職員氏名は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

## (2) 条例第14条第6号の不開示情報該当性について

条例第14条第6号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

実施機関が、同号の不開示情報に該当するとしているのは、本件対象情報1、本件対象情報43及び本件対象情報104における不開示部分である。

ア 本件対象情報1及び本件対象情報43における不開示部分

(ア) 当該不開示部分に係る文書は、平成24年12月28日付けで本件施設からセンターに宛てて提出された報告書（以下「本件報告書」という。）である。実施機関は、本件報告書中、本件事案の総括等が記載された部分（以下「本件不開示情報1」という。）が、条例第14条第6号の不開示情報に該当すると説明しており、その理由の詳細を当審査会から確認したところ、次のとおり説明する。

a センターは、審査請求人からの本件事案に関する電話連絡を受け、事実関係の把握を行ったが、医療機関への受診体制については、本件児童以外の他の措置児童にも関わることであった。

そこで、医療機関への受診に関して措置児童の処遇が適切に行われているか、本件施設に対する指導が必要な状況かどうかをセンター内で確認し、検討材料とするため、本件事案のてん末と今後の方策について、任意で本件施設に対して求めたところ、本件報告書が、本件施設からセンターへ提出されたものであり、本件不開示情報1は、同号に規定する「実施機関内部の審議、検討、協議に関する情報」である。

b 本件処分時には本件事案は終結していたものの、センターによる児童の入所措置は、複数の児童について継続して行われており、子供の施設

内の処遇に関する苦情等が寄せられれば、本件報告書と同様に、任意の情報提供等を施設に対して求め、必要に応じて施設に注意を促し、児童福祉法に基づく指導の必要性を検討することになる。

施設は、センター以外の者には明らかにされない前提があるからこそ、センターに対して率直に「ん末や今後の改善点等を報告している」のであって、これによりセンターは適切な判断が可能となっている。

また、児童の施設への入所措置は、保護者の同意を前提とし、保護者、児童等の関係者（以下単に「関係者」という。）、施設及びセンター間の信頼関係の維持には細心の注意を払う必要がある。単発の事案が終結すれば、当該事案に係るセンターへの報告内容が、関係者に開示されるということになると、今後の同様の事案において施設に対して報告を求めた場合、その報告内容は、関係者の目を意識した不十分なものとなり、センターにおいて適切な判断ができなくなる。

さらに、センター以外の者には明らかにされない前提で記載された内容を関係者に開示することになると、関係者の誤解を招き、信頼関係を損なうとともに、入所措置の前提となる保護者の同意が得られなくなることも考えられる。

よって、本件不開示情報1を開示すると、今後の同様の事案において、入所措置した児童の処遇が適切に行われているか、児童が入所している施設に対する注意や児童福祉法に基づく指導が必要かどうか、入所措置中の児童の措置継続が適切かどうかに関する、実施機関の意思決定の中立性が不当に損なわれることとなる。

(イ) 確かに、本件事案と同様の事案が発生した場合には、実施機関は、当該事案に係る施設に対して本件報告書と同様の文書を提出させたり、聞取りを行ったりする必要が生じることとなるものと認められる。

その場合に、実施機関が当該施設から得た回答の内容を実施機関以外の者に開示するのであれば、当該施設からの回答内容は、実施機関以外の者に開示されることを意識した不十分なものとなり、実施機関における児童の施設への入所措置に関する事務・事業の遂行に支障を及ぼす可能性は否定できない。

しかしながら、本件事案については、本件処分時において、実施機関における対応及び必要な意思決定は終了しているから、本件不開示情報1は、審議、検討、協議の段階にある情報とは言えず、意思決定の中立性が不当に損なわれるとは認められない。

また、今後、同様の事案が発生し、同様の対応及び意思決定の必要性が生じる可能性が生じることはあり得るものの、必ずしも本件事案を前提として当該対応及び意思決定が行われるとは限らないから、本件不開示情報1を開示することによって、将来における当該対応及び意思決定に、不当な影響を与えるおそれがあるとは認められない。

よって、本件不開示情報1は、条例第14条第6号の不開示情報に該当す

るとは認められないことから、開示すべきである。

#### イ 本件対象情報104における不開示部分

当該不開示部分に係る文書は、平成25年3月7日に、センター職員が審査請求人から聴き取った内容を記録した聴取票であり、審査請求人からの要望への対応について、センター内で協議を行った結果（以下「本件不開示情報2」という。）が、同号の不開示情報として不開示とされている。

実施機関は、本件不開示情報2は実施機関内における協議結果であったため、同号の不開示情報に該当するとしたが、本件処分時には、当該協議結果は要望の相手方である審査請求人には明らかになっていないと説明する。

本件処分時には、本件不開示情報2に係る協議は終了しており、本件不開示情報2に具体的な検討過程等は記載されていないから、開示することにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

よって、本件不開示情報2は、条例第14条第6号の不開示情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

#### (3) その他の不開示部分について

実施機関は、本件対象情報1、本件対象情報43及び本件対象情報61中、本件施設により押印された印の印影（以下「本件不開示情報3」という。）を不開示としている。

実施機関によれば、本件不開示情報3は、本件施設を運営する法人の情報であり、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第14条第4号の不開示情報に該当するため、不開示としたが、改めて当該法人に確認したところ、本件処分時において本件不開示情報3に係る印は使用されておらず、開示することに支障はない旨の回答を得たとのことである。

本件処分に係る通知書には、同号の不開示理由が明記されていないことに加え、本件施設を運営する法人が開示に支障がないと判断しているということであれば、同号の不開示情報にも該当しないから、本件不開示情報3は開示すべきである。

## 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

	本件対象情報が記載されている文書の名称
本件対象情報 1	平成 24 年 12 月 28 日付けの、本件施設からセンター所長に宛てた報告書
本件対象情報 2	平成 24 年 5 月 17 日から平成 25 年 2 月 25 日までの、センターにおける対応表
本件対象情報 3	平成 24 年 6 月 12 日から平成 25 年 4 月 22 日までの、センターにおける対応表
本件対象情報 4	平成 24 年 11 月 26 日から同年 12 月 6 日までの経過記録
本件対象情報 5	平成 24 年 10 月 29 日付けの、審査請求人から〇〇に宛てたメール
本件対象情報 6	平成 24 年 10 月 29 日付けの、審査請求人から「〇〇園長」に宛てたメール
本件対象情報 7	膝の写真 4 枚
本件対象情報 8	7 月中旬から 9 月 8 日までの表
本件対象情報 9	平成 24 年 10 月 9 日付けの、薬局から本件児童に対して調剤された薬剤の一覧表
本件対象情報 10	平成 24 年 12 月 1 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 11	平成 24 年 12 月 5 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 12	12 月 4 日（火）付けの、「受診・経過観察必要児童一覧」
本件対象情報 13	平成 24 年 12 月 6 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 14	平成 24 年 12 月 6 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 15	平成 24 年 12 月 11 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 16	平成 24 年 12 月 12 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 17	平成 24 年 12 月 12 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 18	平成 24 年 12 月 13 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 19	平成 24 年 12 月 13 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 20	平成 24 年 12 月 14 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 21	平成 24 年 12 月 14 日付けの、センターから審査請求人に宛て



	たファックス送信票
本件対象情報 22	平成 24 年 12 月 17 日の経過記録
本件対象情報 23	平成 24 年 12 月 18 日付けの、審査請求人から「〇〇園長」に宛てたメール
本件対象情報 24	平成 24 年 12 月 17 日付けの、本件施設から審査請求人に宛てた文書
本件対象情報 25	平成 24 年 12 月 17 日付けの、審査請求人から「〇〇園長」に宛てたメール
本件対象情報 26	平成 24 年 12 月 18 日付けの、審査請求人から「〇〇園長」に宛てたメール
本件対象情報 27	平成 24 年 12 月 19 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 28	平成 24 年 12 月 19 日の経過記録
本件対象情報 29	平成 24 年 12 月 22 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 30	平成 24 年 12 月 25 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 31	平成 24 年 12 月 20 日付けの、審査請求人からセンター所長に宛てた要求書
本件対象情報 32	平成 24 年 12 月 25 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 33	本件児童に係る 12 月 25 日の受診経過記録
本件対象情報 34	平成 24 年 12 月 25 日付けの、薬局から本件児童に対して調剤された薬剤の一覧表
本件対象情報 35	本件児童に係る受診計画書（12 月 24 日作成）
本件対象情報 36	平成 24 年 12 月 19 日付けの、審査請求人から〇〇に宛てたメール及び審査請求人に宛てた当該メールに対する返信
本件対象情報 37	平成 24 年 12 月 27 日付けの、審査請求人から〇〇市〇〇課に宛てた文書
本件対象情報 38	平成 24 年 12 月 28 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 39	平成 24 年 12 月 28 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 40	平成 24 年 12 月 25 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 41	平成 24 年 12 月 27 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 42	本件施設から審査請求人に宛てた文書に追記された、平成 24 年 12 月 26 日付けの、審査請求人から施設長に宛てた文書

本件対象情報 43	平成 24 年 12 月 28 日付けの、本件施設からからセンター所長に宛てた報告書
本件対象情報 44	平成 25 年 1 月 4 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 45	平成 25 年 1 月 6 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 46	平成 25 年 1 月 7 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 47	平成 25 年 1 月 9 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 48	平成 25 年 1 月 6 日付けの、審査請求人からセンター所長に宛てた苦情書
本件対象情報 49	平成 25 年 1 月 9 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 50	平成 25 年 1 月 13 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 51	平成 25 年 1 月 13 日付けの、審査請求人から広島県健康福祉局長に宛てた文書
本件対象情報 52	平成 25 年 1 月 13 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 53	平成 25 年 1 月 15 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 54	平成 25 年 1 月 16 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 55	平成 25 年 1 月 16 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 56	平成 25 年 1 月 18 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 57	平成 25 年 1 月 18 日付けの、センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 58	平成 25 年 1 月 21 日の経過記録
本件対象情報 59	平成 25 年 1 月 22 日付けの、審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 60	平成 25 年 1 月 25 日の経過記録
本件対象情報 61	本件施設による「1 月 25 日 謝罪について」と題する文書
本件対象情報 62	平成 25 年 1 月 25 日付けの、本件施設から審査請求人に宛てた文書
本件対象情報 63	「膝の受診関連について」と題する文書
本件対象情報 64	本件児童に係る受診計画書（受診予定日：平成 24 年 12 月 10

	日, 同月 17 日, 同月 20 日, 同月 25 日, 平成 25 年 1 月 7 日, 同月 15 日, 同月 22 日及び同月 29 日)
本件対象情報 65	「〇〇」, 「〇〇」及び「メールについて」と題してそれぞれ記載された文書
本件対象情報 66	平成 25 年 1 月 28 日付けの, 審査請求人に宛てた文書
本件対象情報 67	平成 25 年 1 月 25 日付けの, 本件施設から審査請求人に宛てた文書
本件対象情報 68	「膝の受診関連について」と題する文書
本件対象情報 69	「子どもの養育状況 (平成 24 年度 後期)」と題する文書
本件対象情報 70	平成 25 年 1 月 28 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 71	平成 25 年 1 月 28 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 72	平成 25 年 1 月 28 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 73	平成 25 年 1 月 30 日の経過記録
本件対象情報 74	平成 25 年 1 月 31 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 75	平成 24 年 11 月 27 日付けの, 本件児童に係る医療機関の診断書
本件対象情報 76	平成 25 年 2 月 1 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 77	平成 25 年 2 月 2 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 78	平成 25 年 2 月 4 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 79	平成 25 年 2 月 4 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 80	平成 25 年 2 月 4 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 81	平成 25 年 2 月 5 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 82	平成 25 年 2 月 7 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 83	平成 25 年 2 月 7 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 84	平成 25 年 2 月 7 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 85	平成 25 年 2 月 8 日付けの, センターから審査請求人に宛てた

	ファックス送信票
本件対象情報 86	平成 25 年 2 月 9 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 87	平成 25 年 2 月 12 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 88	平成 25 年 2 月 13 日の経過記録
本件対象情報 89	平成 25 年 2 月 13 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 90	平成 25 年 2 月 13 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 91	平成 25 年 2 月 13 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 92	平成 25 年 2 月 14 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 93	平成 25 年 2 月 14 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 94	平成 25 年 2 月 15 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 95	平成 25 年 2 月 18 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 96	平成 25 年 2 月 18 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 97	平成 25 年 2 月 21 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 98	平成 25 年 2 月 21 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 99	平成 25 年 2 月 25 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた文書
本件対象情報 100	平成 25 年 2 月 25 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 101	平成 25 年 2 月 26 日付けの, センター職員による審査請求人からの聴取り票
本件対象情報 102	平成 25 年 2 月 26 日付けの, センターから審査請求人に宛てたファックス送信票
本件対象情報 103	平成 25 年 3 月 1 日付けの, こども家庭課職員による審査請求人からの聴取り票
本件対象情報 104	平成 25 年 3 月 7 日付けの, センター職員による審査請求人からの聴取り票
本件対象情報 105	平成 25 年 3 月 27 日付けの, 審査請求人からセンターに宛てた

	文書
本件対象情報 106	平成 25 年 3 月 29 日の経過記録

別表 2

文書名	左記文書中保有個人情報として特定すべき部分	
平成 24 年 12 月 27 日の経過記録	1 枚目	表の 1 行目 (表題)
		日付及び記事の 1 行目
	2 枚目	表の 1 行目 (表題)
		記事の 1 行目から 12 行目まで
本件施設の危機管理マニュアル	全て	
ユニセフの子どもの権利条約抜粋 (第 24 条)	全て	
本件提出文書	1 枚目	1 行目及び 2 行目 「児童名」欄, 「生年月日 (現年齢)」欄及び「入所年月日」欄
		5 枚目
子どもの養育状況 (平成 24 年度後期) (本件児童記録に編てつされたもの)	1 枚目	1 行目 「子どもの氏名」欄及び「施設名」欄 「1 子どもの状況 (1) 健康状態」の項目の全て
		2 枚目
	平成 24 年度短期支援目標 (経過報告 平成 25 年 1 月 15 日現在) (本件児童記録に編てつされたもの)	1 枚目
5 枚目		

別表 3

本件対象情報	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象情報 1	1 枚目	印影
	2 枚目	2 行目 7 文字目から 13 文字目まで
		13 行目 7 文字目から 13 文字目まで
		35 行目 6 文字目から 12 文字目まで
		39 行目 6 文字目から 10 文字目まで
		44 行目 7 文字目から 11 文字目まで
3 枚目	4 行目 7 文字目から 13 文字目まで	

		6行目 7文字目から13文字目まで
		9行目 7文字目から11文字目まで
		11行目 7文字目から11文字目まで
		12行目から40行目
本件対象情報2	1枚目	表の4行目2列目 1文字目から2文字目まで
		表の9行目2列目 1文字目から2文字目まで
		表の10行目2列目 1文字目から2文字目まで
		表の12行目2列目 1文字目から2文字目まで
		表の13行目2列目 1文字目から2文字目まで
		表の21行目3列目 1文字目から2文字目まで
本件対象情報4	1枚目	記事の2行目 10文字目から11文字目まで
		記事の3行目 19文字目から20文字目まで
		記事の13行目 20文字目から21文字目まで
		記事の14行目 14文字目から15文字目まで及び35文字目から36文字目まで
		記事の17行目 7文字目から8文字目まで
		記事の21行目 6文字目から7文字目まで
		記事の22行目 3文字目から4文字目まで
		記事の23行目から25行目まで 4文字目から5文字目まで
	2枚目	記事の9行目 2文字目から3文字目まで
		記事の13行目 1文字目から2文字目まで
記事の24行目 8文字目から9文字目まで		
本件対象情報9	1枚目	「医療機関名」欄, 「保険医氏名」欄, 薬局名, 電話番号, 住所及び医師の名字
本件対象情報10	2枚目	「1)」の1行目 7文字目から8文字目まで
		「5) B)」の2行目 1文字目から2文字目まで
		「6)」の2行目 1文字目から2文字目まで及び4行目 31文字目から32文字目まで
		「7)」の2行目 7文字目から8文字目まで
		「8)」の2行目 1文字目から3文字目まで
	3枚目	「5) B)」の1行目 1文字目から2文字目まで
		「6)」の2行目 31文字目から32文字目まで
	4枚目	「10月13日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
		「10月26日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
		「11月6日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで

		「11月8日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
	5枚目	「11月13日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
		「11月13日」の欄 6行目 7文字目から8文字目まで
		「11月15日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
		「11月21日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
		「11月27日」の欄 1行目 1文字目から2文字目まで
本件対象情報 11	2枚目	「1) 10月26日」の2行目 1文字目から2文字目まで
		「3) 11月6日の質問②」の1行目 12文字目から13文字目まで
		下から5行目 1文字目
		下から4行目 4文字目から6文字目まで
	3枚目	「6) 11月15日」の2行目 1文字目から2文字目まで及び4行目 31文字目から32文字目まで
		「8) 11月27日」の2行目 1文字目から3文字目まで
	6枚目	「3) ②」の1行目 15文字目から16文字目まで
		「6) ①」の1行目 34文字目から35文字目まで
本件対象情報 12	1枚目	表の18行目4列目 1文字目から3文字目まで
		表の24行目4列目 1文字目から2文字目まで
		左側 下から2行目 1文字目から3文字目まで
		右側 下から2行目 7文字目から8文字目まで
		右側 下から4行目 7文字目から9文字目まで
		右側 下から10行目 7文字目から9文字目まで
	2枚目	表の左欄 下から2行目 3文字目から4文字目まで
本件対象情報 13	1枚目	6行目 7文字目から9文字目まで
本件対象情報 33	1枚目	「病院名」欄
本件対象情報 34	1枚目	「処方医」欄 1文字目から3文字目まで及び15文字目から18文字目まで
本件対象情報 35	1枚目	「病院名」欄
本件対象情報 43	1枚目	印影
	2枚目	2行目 7文字目から8文字目まで
		13行目 7文字目から8文字目まで

		35 行目 6 文字目から 7 文字目まで
		39 行目 6 文字目から 7 文字目まで
		44 行目 7 文字目から 8 文字目まで
	3 枚目	4 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		6 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		9 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		11 行目 7 文字目から 8 文字目まで
12 行目から 40 行目まで		
本件対象情報 44	3 枚目	5 行目 9 文字目から 10 文字目まで
本件対象情報 45	2 枚目	5 行目 9 文字目から 10 文字目まで
		28 行目 8 文字目から 9 文字目まで
	3 枚目	5 行目 9 文字目から 10 文字目まで
		28 行目 8 文字目から 9 文字目まで
		36 行目 8 文字目から 9 文字目まで
本件対象情報 61	1 枚目	印影
		「2 ○○の今後について」の 2 行目 1 文字目から 2 文字目まで
		「2 ○○の今後について」の 4 行目 1 文字目から 2 文字目まで
		「2 ○○の今後について」の 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで
本件対象情報 62	1 枚目	10 行目 2 文字目から 3 文字目まで
本件対象情報 63	1 枚目	2 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		13 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		32 行目 6 文字目から 7 文字目まで
		36 行目 6 文字目から 7 文字目まで
	2 枚目	5 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		9 行目 19 文字目から 20 文字目まで
		11 行目 7 文字目から 8 文字目まで
		13 行目 7 文字目から 8 文字目まで
15 行目 7 文字目から 8 文字目まで		
本件対象情報 64	1 枚目 から 8 枚目ま で	「病院名」欄
本件対象情報 65	1 枚目	1 行目 1 文字目から 2 文字目まで
		4 行目 1 文字目から 2 文字目まで
本件対象情報 67	1 枚目	9 行目 2 文字目から 3 文字目まで
本件対象情報 68	1 枚目	2 行目 7 文字目から 8 文字目まで



		12行目 7文字目から8文字目まで
		31行目 6文字目から7文字目まで
		35行目 6文字目から7文字目まで
	2枚目	2行目 7文字目から8文字目まで
		7行目 7文字目から8文字目まで
		10行目 7文字目から8文字目まで
		12行目 7文字目から8文字目まで
		14行目 7文字目から8文字目まで
		15行目 8文字目から9文字目まで
		16行目 8文字目から9文字目まで
		17行目 8文字目から9文字目まで
		18行目 8文字目から9文字目まで
		19行目 6文字目から7文字目まで
		20行目 7文字目から8文字目まで
		21行目 7文字目から8文字目まで
22行目 7文字目から8文字目まで		
本件対象情報 69	1枚目	「1 (1) 健康状態」の1行目 6文字目から7文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の2行目 5文字目から6文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の3行目 5文字目から6文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の4行目 6文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の5行目 6文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の6行目 6文字目から7文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の7行目 6文字目から7文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の9行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の10行目 7文字目から10文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の11行目 7文字目から10文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の12行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の13行目 6文字目から9文字目まで

		目まで
		「1 (1) 健康状態」の14行目 6文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の15行目 7文字目から9文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の16行目 7文字目から10文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の17行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の18行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の19行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の20行目 6文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の21行目 7文字目から9文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の22行目 7文字目から9文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の23行目 7文字目から9文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の24行目 7文字目から9文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の25行目 7文字目から8文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の26行目 5文字目から7文字目まで
		「1 (1) 健康状態」の27行目 6文字目から8文字目まで
	2枚目	2 (1) の表 「面会等の内容 (通知・面会・一時帰宅)」の欄の3行目 4文字目から5文字目まで
		2 (1) の表 「面会等の内容 (通知・面会・一時帰宅)」の欄の12行目 4文字目から6文字目まで
本件対象情報 75	1枚目	下から3行目から4行目まで
		下から2行目 1文字目から3文字目まで
		下から1行目 (印影を含む。)
本件対象情報 76	1枚目	5行目 13文字目から15文字目まで
本件対象情報 77	1枚目	7行目 8文字目から10文字目まで
本件対象情報 104	1枚目	内容の17行目から18行目まで

本件対象情報 105	2 枚目	9 行目 10 文字目から 11 文字目まで
		10 行目 1 文字目から 2 文字目まで
	3 枚目	4 行目 1 文字目から 2 文字目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 9. 18	・ 諮問を受けた。
元. 5. 23 (令和元年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 8. 21 (令和元年度第5回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 9. 19 (令和元年度第6回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 10. 28 (令和元年度第7回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授